

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

旧（令和 7 年 2 月）	新（令和 7 年 5 月）
1 ～ 4 （略） 5 規模及び構造設備 (1) ～ (9) （略） (10) (7)、(8) 及び (9) に定める設備の基準は、次によること。 ア ～ オ （略） <u>（新設）</u> 6 ～ 14 （略） 別表 （略）	1 ～ 4 （略） 5 規模及び構造設備 (1) ～ (9) （略） (10) (7)、(8) 及び (9) に定める設備の基準は、次によること。 ア ～ オ （略） <u>カ たゞし、過去にサービス付き高齢者向け住宅として登録されていた建物であつて現時点においても名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針の要件を満たしている場合は、例外的に上記ア及びオによらなくてもよい。なお、この例外の適用を受ける場合は、有料老人ホームの届出の際にサービス付き高齢者向け住宅として登録を受けていた期間等もあわせて届出ること。</u> <u>キ 上記カの適用を受けていた有料老人ホームが、増室などの改修工事等により名古屋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針（第 7 ～ 第 9 を除く）の要件を満たさなくなった場合は、上記カの適用から外れるものとする。</u> 6 ～ 14 （略） 別表 （略）